2　登記受付年月日・受付番号
⑴　千葉地方法務局香取支局
昭和56年９月14日第9981号
⑵　千葉地方法務局香取支局
昭和59年11月22日第12255号
⑶　千葉地方法務局香取支局
昭和61年４月24日第4135号
3　登記をした権利の内容
⑴　登記の目的　採石権設定
原因　昭和56年９月５日設定
存続期間　20年
採石権者　香取郡栗源町岩部875番地22
株式会社仲沢石産興業
⑵　登記の目的　２番採石権移転
原因　昭和59年10月８日売買
採石権者　茨城県稲敷郡江戸崎町時崎119番地
日建グリーン株式会社
⑶　登記の目的　２番採石権移転
原因　昭和61年４月20日売買
採石権者　茨城県稲敷郡江戸崎町大字月出里字小山787番地１
株式会社新晃

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第２８４号
神奈川県三浦市初声町下宮田46番地44
申立人　笹垣　定男
本籍神奈川県三浦市三崎町諸磯49番地４、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　笹垣　範男
昭和49年３月４日生
公示催告期間満了日　平成25年４月30日
横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２４年（家）第２２６号
石川県七尾市石崎町ハ部１番地
申立人　達　　秀敏
本籍石川県七尾市石崎町ハ部32番地、最後の住所神奈川県以下不詳
不在者　竹田　重夫
昭和26年９月８日生
公示催告期間満了日　平成25年５月10日
金沢家庭裁判所七尾支部

平成２４年（家）第４９４号
静岡県静岡市清水区鳥坂914番地９
申立人　杉山　博基
本籍静岡県静岡市清水区川原町215番地、最後の住所静岡県清水市川原町12番12号
不在者　杉山　正義
昭和19年４月13日生
公示催告期間満了日　平成25年４月30日
静岡家庭裁判所

平成２４年（家）第１２０１号
奈良県奈良市法蓮町795―１
申立人　山田　昌子
本籍奈良県奈良市法蓮町795番地の１、最後の住所本籍に同じ
不在者　髙橋　一夫
昭和41年８月28日生
公示催告期間満了日　平成25年５月10日
奈良家庭裁判所

失踪宣告

平成２３年（家）第１１９０号
本籍福岡県鞍手郡鞍手町大字室木714番地、最後の所在満州国吉林省敦化県青溝子無番地開拓団滋賀郷
今次戦争による生死不明者　奥村　和子
昭和19年10月31日生
平成24年９月27日戦時死亡宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第３号
福島県いわき市平字正月町24番地の13
申立人　株式会社斉藤
代表者代表取締役　斎藤　信子
権利を争う旨の申述の終期　平成24年９月25日
平成24年９月26日　武蔵野簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＤ83361
金額　304,752円
支払人　株式会社ハイメックス
支払地　東京都東久留米市
振出日　平成24年１月31日
振出地　東京都東久留米市
振出人　株式会社ハイメックス　代表取締役　中島　俊英
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号
名古屋市昭和区村雲町２番11号
申立人　株式会社広貴工業
代表者代表取締役　深谷　昭広
申立人代理人弁護士　西脇　健人
同　原　武之
権利を争う旨の申述の終期　平成24年９月20日
平成24年９月21日　半田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＱ64794
金額　202,000円
支払期日　平成24年４月30日
支払地　愛知県東海市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行東海支店
振出日　平成23年12月28日
振出地　白地
振出人　株式会社シンキ・コーポレーション　代表取締役　早川　徳道
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第３号
福岡市中央区港３丁目10番17号
申立人　株式会社サンライズ石油
代表者代表取締役　鈴木久美子
申立人代理人弁護士　萬年　浩雄
同　本多　直
権利を争う旨の申述の終期　平成24年９月18日
平成24年９月25日　大分簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ452074
金額　2,257,000円
支払期日　平成24年３月20日
支払地　大分市
支払場所　株式会社大分銀行坂ノ市支店
振出日　平成23年11月30日
振出地　大分市
振出人　株式会社センコー企画　代表取締役　阿南　義文
受取人　株式会社ジョーナン
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１００５号
広島市安佐南区沼田町大字大塚151番地185
債務者　株式会社廣商
代表者代表取締役　正路　和久
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
大分県竹田市大字会々2750番地１
債務者　クドウ商事有限会社
代表者代表取締役　工藤　弘吉
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所竹田支部